

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 29 号)平成 20 年 8 月 12 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

毎日暑い日が続く中、中国ではオリンピックが開催されておりますが、北京は時差が1時間しかなく、アテネの時と違って、睡眠不足はないようです。しかし、日本選手の活躍が今のところ期待通りではなく、アテネの時に比べて、今一步、盛り上がりには欠けているような気がしています。

さて、我が家の翔、優、駿は例年通り、ぐうたらな夏休みを送っています。まず、かろうじて進級できた大学4年の長男翔は、最後の夏休みを過ごしています。でも自動車学校へ通う以外は人生の浪費としかいえないような、ぐうたらな毎日です。大学時代の自由な日々が、もう2度と手に入らない、貴重な季節であったことを、これから思い知ることになるでしょう。ただし、卒業できればの話ですが。次に、長女優は3年に進級し、キャンパス移動により、埼玉県から東京都に引っ越しました。当人は都内に住むようになって喜んでいますが、お陰で家賃が上がり、親は迷惑しています。ですが、兄と同じように、4年への進級が危ぶまれています。親に迷惑をかけないように、4年で卒業して欲しいものです。そして、小学校6年生の次男駿はといえば、相変わらずゲームと野球に明け暮れる日々で、夏休みの宿題すらやろうとしません。小学校だからいいようなものの、高校や大学なら間違いなく留年です。そして、野球の方も、レギュラーではあるものの下位打線に定着し、ベンチウォーマー一歩手前という状態で、全く期待はできません。

こうして我が家の夏休みは例年通り過ぎていきますが、長男翔も次男駿も今年は、それぞれ大学と小学校を卒業しますので、夏休み中、ぐうたらな二人の姿を見られるのは、今年が最後かも知れません。すこし寂しい気がします。

皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

ゲートキーパー法について

近年、銀行等で振込をする場合などに家族の者が窓口に行っても、本人に電話で確認するなど、本人確認がやかましくなってきましたが、今年の3月から犯罪収益移転防止法（ゲートキーパー法）が施行され、金融機関以外でも本人確認が厳しくなりました。これまでは金融機関だけに本人確認を行う義務があったのですが、今年の3月からは、司法書士、行政書士、税理士、弁護士、宅地建物取引業者、クレジット会社、宝石・貴金属商等も取引の際、本人確認を行わなければならなくなりました。そして、運転免許証、パスポート、健康保険証などで本人確認を行い、その記録を保管して置かなければならなくなりました。

ゲートキーパー法は、犯罪によって得たお金が預金口座を転々としたり、宝石・貴金属、金融商品や不動産に変えられたりして、その出所を隠すことを防止し、犯罪組織やテロ組織の資金源を断つことを目的としています。したがって、そのような取引を行う業者に取引を行った者に関する記録を残させることにより、犯罪捜査に利用しようとするものです。

当事務所の業務の中では、宅地・建物の売買、会社の設立、M&A、役員変更、目的変更等の場合に本人確認をさせていただくことになっています。

何をするにも監視されているようで、嫌な世の中になってきましたが、犯罪組織やテロ組織等の横行を考えると、やむを得ない面もあるのかも知れません。どうか、快くご協力いただきますようお願いいたします。